平成27年第3回定例会審議結果

○…賛成　×…反対

議案等番号	議案等の名称 ＼ 議員名等	審議結果	新政クラブ									公明党			日本共産党		大空				賛成	反対
			齊藤芳久	小川茂	持田敏明	出雲敏太郎	内野嘉広	杉田恭之	髙橋剣二	金泉婦貴子	藤原建志	山中基充	松尾孝彦	五伝木隆幸	太田忠芳	髙田克彦	漆畑和司	近藤英基	大野洋子	長谷川清		
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（宮崎和子氏）	可と決す	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第46号	教育委員会教育長の任命について（浅子藤郎氏）	同意に決す	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	15	2
第47号	鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	15	2
第48号	鶴ヶ島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第49号	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第50号	鶴ヶ島市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第51号	鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第52号	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例及び鶴ヶ島市こども医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第53号	平成27年度鶴ヶ島市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	14	3
第54号	平成27年度鶴ヶ島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第55号	平成26年度鶴ヶ島市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定に決す	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	14	3
第56号	平成26年度鶴ヶ島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定に決す	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	15	2
第57号	平成26年度鶴ヶ島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定に決す	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	15	2
第58号	平成26年度鶴ヶ島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定に決す	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	15	2
第59号	平成26年度鶴ヶ島市坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定に決す	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第60号	平成26年度鶴ヶ島市坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定に決す	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
第61号	平成27年度鶴ヶ島市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0
議・議案第3号	鶴ヶ島市議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	0

一般会計（第4号）

保健センター運営事業

Q 空調設備の更新工事により、業務に支障はないか。

A 保健センター所長　10月から2月に工事を実施する予定。その間の健診等は、安全面を考慮して女性センターを利用する。

Q 公共施設の老朽化は大きな課題である。今後の対応は。

A 総合政策部長　施設の躯体の耐用年数等を基本に、鶴ヶ島市公共施設等利用計画を策定した。今後は設備面も考慮して保全と更新の計画を一体的に検討する。基準により算出したものである。

Q 運動公園の整備までの先行取得用地の利活用は。

A 都市計画課主席主幹　林間できるニュースポーツや休憩スペースなど、何らかの形で市民に御利用いただけるよう、検討を進める。

学力向上対策事業

Q 事業内容は。

A 教育センター所長　今年度は小学5年生を対象としており、2か年の県委託事業である。学力下位層の児童がどこでつまずいているかなどを個々に把握し、指導を工夫して学力向上を図る。